

## 貴重な財源として活用します 中野区の基金への寄付にご協力を

HPで詳しく

区は、次の基金を設け、区民、事業者のみなさんからの寄付金を積み立てて、活用しています。いずれの寄付も、個人の場合、所得税(または住民税)の確定申告の際に寄付金控除の対象になります。申し込みは、随時受け付けています。電子申請か、区HP・窓口で配布する申込用紙に記入し、ファクス、郵送または直接、下記の各係へ。  
☆申し込み後の手続き方法などについて詳しくは、区HPをご覧ください。各係へ問い合わせを

### 環境基金

#### 「中野の森プロジェクト」

地球温暖化対策係/8階  
☎(3228)5516 FAX(3228)5673

このプロジェクトへの寄付は、次の①～③の3コースで、いずれも森林整備等の費用の一部として活用します。



◀群馬県みなかみ町の「中野の森」(15ha)。福島県喜多方市とも協定を締結し、森林を整備しています

#### ①森林再生応援マイ記念

1口1,000円で募集。結婚や還暦、入学などの記念名を入れた「森林再生応援メンバー証」を発行

#### ②中野の森パートナー

3万円以上で募集。ヒノキで作った「中野の森パートナー証」を贈呈し、区HPに掲載

#### ③中野の森づくり貢献協賛

任意の寄付金額を上乗せした商品やサービスを提供する商店・団体を募集。2万円以上の場合はヒノキで作った感謝状を贈呈し、区HPに掲載

#### 「身近な緑を守り育てる」寄付コース

緑化推進係/8階  
☎(3228)5554 FAX(3228)5677

住宅地の占める割合が多い中野区では、庭木や生け垣、マンションのベランダにある緑なども緑化の大きな要素です。

このコースへの寄付金は、区が「花と緑の祭典」などで配布するための苗木購入費用の一部として活用します。

1口1,000円で募集。なお、1回の申し込みにつき、花の種1袋を贈呈します。

### 区民公益活動推進基金

公益活動推進係/5階  
☎(3228)3251 FAX(3228)5620

区内では、さまざまな区民団体が幅広い分野で自主的な公益活動を行っています。

この基金は、その活動に必要な資金を助成するものです。昨年は、「特定非営利活動法人ZEROキッズ」他4団体に助成しました。

寄付の金額は、いくらでも構いません。なお、3万円以上の場合は、区から感謝状を贈呈します。

### 区政全般への寄付も随時受付中

財政調整係/5階 ☎(3228)8813  
FAX(3228)5650

区役所5階5番窓口  
または、こちらから▶



### ありがとうございました

#### 区への寄付(1月～3月)

2月1日、明治安田生命保険相互会社取締役代表執行役社長根岸秋男様から80万円  
2月22日、八島自治会様から30万円  
期間中、匿名希望の方(1件)から37,801円

#### 環境基金への寄付(1月～3月)

1月18日、中村壮秀様から3,000円  
2月9日、(株)中野屋様から2,000円  
期間中、匿名希望の方(7件)から14,000円

### お知らせ

#### 「経済センサス-活動調査」にご協力を

統計係/4階  
☎(3228)8892 FAX(3228)5643

全国の事業所・企業の経済活動の状況を把握するための調査です。

今月中旬から、区内の全事業所・企業を調査員が訪問して調査票を配布します。

調査内容を統計以外の目的で使用することはありません。ご理解とご協力をお願いします。

**回答方法** 郵送またはインターネット  
☆調査員は「調査員証」を携帯しています

#### 国民健康保険料の口座振替手続きはお済みですか

国保収納係/2階  
☎(3228)5507 FAX(3228)5655

口座振替にすれば、毎月の支払いの手間がありません。手続きは国保収納係へ電話し、郵送された用紙に記入、押印して投函するだけです。区役所や銀行に行く必要はありません。なお、国民健康保険料の支払いは、年金から天引きされている方を除き、口座振替が原則です。

詳しくは区HPをご覧ください。国保収納係へ問い合わせを。

### 傍聴を

☆日程は、変わることがあります

#### 中野区男女共同参画・多文化共生推進審議会

平和・人権・男女共同参画係/4階  
☎(3228)8229 FAX(3228)5476

5月14日(金)午後7時～9時  
区役所5階教育委員会室  
☆事前申込制。5月6日～12日に平和・人権・男女共同参画係へ

#### 緑を守り増やすための助成の利用を

緑化推進係/8階  
☎(3228)5554 FAX(3228)5677

次の①②とも、制度や対象条件などについて詳しくは、緑化推進係へ問い合わせを。

#### ①生け垣・植樹帯の設置

一定の条件を満たす生け垣・植樹帯を設置する場合、費用の一部を助成する制度です。

**助成限度額** 設置延長1m当たり1万円(上限30万円)

☆各年度の予算の範囲内で支出し、予算額に達した時点で受け付けを終了

#### ②樹木・樹林・生け垣の維持管理(保護指定制度)

一定の基準を満たす緑を保護指定し、維持管理費用の一部を助成する制度です。

**助成額(年額)** 樹木=1本当たり1万円、樹林=面積に応じて3万～8万円、生け垣=長さ1m当たり1,000円

☆保護指定相談・助成金申請は、緑化推進係で随時受け付け。助成金交付は、保護指定の翌年度からです

#### 6月1日から避難所を一部変更します

防災危機管理係/8階  
☎(3228)5435 FAX(3228)5658

区立学校の再編に伴い、旧多田小学校と旧第八中学校は6月1日から避難所の指定を外れます。そのため、次のとおり避難所を変更します。

#### 変更後の避難所と対象防災会

南中野中学校(南台5-22-17)=多田地域防災会、弥生六南台地区防災会  
鷲宮小学校(鷲宮3-31-4)=鷲宮四丁目防災会

☆該当の区域にお住まいの世帯へは、今月中にお知らせを配布します

#### あき地は適正に管理しましょう

衛生環境係(中野区保健所)  
☎(3382)6662 FAX(3382)6667

あき地に雑草が生い茂ると、美観を損ねるだけでなく害虫の発生や花粉アレルギー発症などの原因にもなり、環境衛生上も好ましくありません。

また、ごみの投棄や犯罪、火災を招く危険もあるので、あき地の管理者は定期的に見回り、雑草が長く伸びないうちに刈り取るなどの管理をお願いします。

☆自分で刈り取れない場合は、区に有料で委託もできるので相談を



▲雑草は刈り取りましょう

#### 「事業系廃棄物排出届出書」の提出はお済みですか

ごみ減量推進係(リサイクル展示室内)  
☎(3228)5563 FAX(3228)5634

小規模事業者で、ごみの自己処理が困難な場合は、例外的に区のごみ収集を利用できます。その場合は、届け出が必要で

届け出をした事業者には、事業者番号を記載した「届出済証」を郵送します。届け出制度について詳しくは、ごみ減量推進係へ問い合わせを。

☆ごみを出す際は、袋の容量に応じた「中野区事業系有料ごみ処理券」(シール)を購入し、事業者番号と事業者名を明記の上、ごみ袋に貼ってください。購入場所は、区HPで確認を